

手順

本届出書にご記入いただく前に、以下の手順を注意深くお読みください。

共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)が採用されている国に所在するシティの事業所は、報告金融機関として、口座開設者の税務上の居住ステータスについて一定の情報を収集することが義務付けられています。シティは、本届出書に記載された一定の情報および貴社の金融口座に関するその他財務情報について、CRS参加国の税務当局へ報告することを法的に義務付けられている場合がありますので、ご了承下さい。

口座開設者が事業体であるお客様はこの届出書をご記入ください。口座開設者が個人、個人事業主または遺産 財団である場合には、本届出書を使用しないでください。代わりに「個人のお客様用の届出書」をご使用くだ さい。

口座開設者である事業体ごとに本届出書を個別に提出して頂く必要があります。CRS 上、「口座開設者」とは、シティが管理する金融口座の保有者として登録または特定されている事業体を指します。これは、当該事業体が税務上のフロースルー事業体であるかどうかとは関係ありません。

本届出書の記入に関わるその他の用語の定義については、この届出書の補足資料をご参照下さい。

アスタリスク(*)が付いている項目は、必須情報であることを示しています。本届出書は、このような情報の要求が現地の法令により禁止されていない場合にのみ、ご記入頂くことを意図しています。

口座開設者より権限を付与されている個人の方は、Part 4 において、口座開設者を代表して本届出書にご署名頂き、その権限(事業体における役職(例:取締役、共同出資者)、委任状等)をお示し下さい。

本届出書は、記載された情報について変更がない限り、有効に存続します。変更があった場合には、3 か月以内にその旨をシティに通知し、更新された届出書をご提出下さい。

口座開設者が特定法人である場合、または、参加国以外の地域に所在する投資事業体であって、法人または外国に税務上の居住地を有する信託に該当する場合には、Part 2 質問 2 a. において、事業体を支配する自然人の氏名を特定し、各自然人について実質的支配者用の届出書を合わせてご記入ください。口座開設者が参加国以外の地域に所在する投資事業体であって、法人および外国に税務上の居住地を有する信託に該当する場合には、報告金融機関に該当しない場合であっても、実質的支配者に係る情報の提供が必要です。実質的支配者用の届出書は、口座開設者または実質的支配者が記入することができます。

本届出書は CRS 目的のみに使用されます。本届出書の提出をもって、米国税務当局のフォーム W-9、W-8、FATCA その他米国税務のために別途必要となる自己宣誓書に代えることはできません。

シティは金融機関であり、お客様に対し税務に関するアドバイスを行うことはできません。

特定の国における税務上の居住性の決定について、不明な点がある場合は、貴社の税務アドバイザーまたは現地の税務当局にお問い合わせください。経済協力開発機構(OECD)の自動的情報交換(AEOI)ポータルサイト (http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/)では、自動的に情報交換を行う取り決めを交わした国の一覧や現地の税法など、CRS についてより詳しい情報を提供しています。

Japan Ver 2021-12 ページ 1 / 8



以下の届出書の種類を1つだけ選択した上で、Part1~3を英字ブロック体でご記入下さい。

本届出書は、	□新規口座に関する届出書 □既存口座に関する届出書 □異動届出書	です。
	開設者に関する基本情報 F上の居住地を有する信託の場合は信託に <i>、</i>	ついて、それ以外の信託は受託者についてご記載ください)
A. 事業体の名	称/支店名* -	
B. 設立国	-	
C . 住所		
1 行目 <i>(例:番地</i>	カ/ビル等)*	
2 行目 <i>(例:都</i> 追	首府県/市町村等)*	
玉*	-	
郵便番号*	-	
D. 郵送先住所	(上記 c と異なる場合のみご記入くた	<i>"さい)</i>
1 行目 <i>(例:番</i> 均	世/ビル等)	
2 行目 <i>(例:都</i> 道	- <i>首府県/市町村等)</i>	
玉	-	
郵便番号	-	
E. 口座番号 (既存口座に関	ままで (1 ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	
	する情報 (上記A に記入した事業体が してください)	ぶ組合である場合、口座開設業務を行う組合員に関する
組合員の名称	_	
組合員の住所		

Japan Ver 2021-12 ページ 2 / 8



Part 2 - 事業体の区分*

口座開設者の区分について、以下の1.の選択肢のうち1 つだけにチェックを入れてください。

1.(a)	報告金融機関 - 投資事業体	
	i. 参加国以外の地域に所在する投資事業体であって、法人又は外国に税務上の居住地を有する信託に該当するもの(注:この1(a)(i)を選択した場合、以下の2(a)および2(b)に実質的支配者の情報をご記入ください)	
	ii. その他の投資事業体	
(b)	報告金融機関 - 預金機関、保管機関または保険会社	
(c)	上場会社またはその関係会社	
	この(c)を選択した場合、当該株式が上場されている証券取引所名を記入してください。	
	貴社が上場会社の関係会社である場合、その上場会社の名称を記入してください。	
(d)	i. 政府機関または中央銀行	
	ii. 外国政府または外国地方公共団体による完全支配関係を有する一定の要件を満たす法人	
(e)	国際機関	
(f)	上記(a)から(e)以外で、かつ、下の(g)にも該当しない事業体	
	この(f)を選択した場合は、事業体の区分をご記入ください。	
(g)	特定法人 <i>(注:この1(g)を選択した場合、以下の2(a) および2(b)に実質的支配者の情報をご記入ください)。</i>	
<i>2.</i> 実	質的支配者に関する情報: 上の 1(a)(i) または 1(g) を選択された場合、以下をご記入ください。	
a.	口座開設者の実質的支配者の氏名	
b.	別紙「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律に基づ	ر ر

Japan Ver 2021-12 ページ **3 / 8**

届出書 (実質的支配者用)」を、各実質的支配者についてご記入ください*



Part 3 - 税務上の居住地国 および 居住地国における納税者番号(TIN)等に関する情報*

以下の表に、口座開設者の税務上の居住地国(ある国の所得税法上、居住者として扱われる国を指します) とその国における TIN(ある場合)をご記入ください。口座開設者の税務上の居住地国が 3 ヶ国を超える場合は、別紙にご記入ください。口座開設者がいずれの国においても税務上の居住者でない場合 (例えば、パ ススルーと取り扱われる等)、1行目にその旨を記入してください。

TIN を記入しない場合は、その理由を以下に示された A、B または C から選択してください。

- 理由 A 口座開設者の居住地国では居住者に対し TIN を発行していない。
- **理由 B** 口座開設者が TIN またはそれに準ずる番号を取得できない。 *(この理由を選択した場合、TIN を取得できない理由を二つ目の表に記載してください。)*
- 理由 C TINを発行する居住地国では、政府が金融機関にTINの確認及び報告を求めていないため、TINの 開示は不要である。

	税務上の居住地国	TIN ※日本を居住地国とする事業体の場合、自らが特定法人に該当し、かつ、その実質的支配者が日本以外の国の居住者である場合のみ	TIN を記入しない場合の 理由(<i>A,B,または C)</i>
1			
2			
3			

上記の理由Bを選択した場合、TINを入手できない理由を以下にご記入ください。

1

2	
3	
住所か	上記の税務上の居住地国と異なる場合は、その理由をご記入ください。
入くた	この居住地国又は事業体の区分に変更があった場合は、以前の税務上の居住地国又は事業体の区分をご記 ごさい。以前、いずれの国でも居住者でなかった場合は、その旨をご記入ください。(この情報は異動届 と提出する場合にのみ必要です。)
_ その他	

Japan Ver 2021-12 ページ 4 / 8



Part 4 - 宣誓および署名*

1. 私は、	本届出書の記載の全てが、	私が知り、	信じる限りにおいて、	正確かつ完全であることを	ዸ宣誓しま
す。					

- 2. 本届出書に記載された口座開設者に関する情報および本届出書が適用される金融口座にまつわる財務情報 (口座残高、収入金額、譲渡対価など) は、本口座が管理される国の税務当局に報告される場合があり、かつ、共通報告基準(CRS)に基づく税務当局間における金融口座の自動的情報交換に関する合意に基づき、口座 開設者が税務上の居住者と扱われる可能性がある他の国の税務当局にも報告され得ることについて承知します。
- 3. 私は、本届出書が関連する全ての口座に関し、口座開設者のために署名する権限を有することを証明します。
- 4. 私は、本届出書のPart 1に記載された口座開設者の税務上の居住地に変更を及ぼすか、または本届出書に記載された情報が不正確または不完全になるような状況の変化(Part 2 質問2a.で特定された実質的支配者に関する情報の変更を含む)があった場合には、当該変更が生じた日から3か月以内にシティに通知し、変更に応じて更新された届出書を提出する義務があることに同意します。

署名:*		
氏名(活字体):*		
日付:*		
注: 本届出書に署名するにあた。 状のコピーも添付してください。	ての権限を下に記載してください。代理人として署名する場合には、委	任
権限:*		
性以:		

Japan Ver 2021-12 ページ **5 / 8**



用語の定義に関する補足資料

注:ここでは本届出書の記入にあたって有用と思われる用語を一部選択して説明しています。税務上の重要な基準についてご質問がある場合には、貴社の税務アドバイザーまたは管轄の税務当局にご相談下さい。

「**実質的支配者」**- 事業体を支配する自然人。事業体が「特定法人」に該当する場合、報告金融機関はその実質的支配者が報告対象者であるかどうか決定する必要があります。日本の法令上、「実質的支配者」とは、以下の者を指します。

- a) 資本多数決原則に基づく法人 (「*資本多数決法人*」) において、直接または間接的に全体の 4 分の 1 を超える議決権を有すると認められる自然人がいる場合、当該自然人
- b) 上記以外の資本多数決法人のうち、当該法人の活動に支配的な影響力を及ぼすと認められる自然人が いる場合、当該自然人
- c) 資本多数決法人以外の法人に以下に該当する自然人がいる場合は当該いずれかの自然人:
 - ▶ 当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の 配当または財産の分配を受ける権利を有すると認められる自然人があるもの;または
 - ▶ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人があるもの
- d) 上記 a)から c)までの自然人がいない法人については、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

「事業体」- 会社、団体、組合、信託または基金等の法人または法的協定。個人(自然人)以外のあらゆる者を指します。

「金融口座」- 金融機関によって管理されている口座で以下を含みます。預金口座、証券口座等の保管口座、特定の投資事業体の投資持分・負債性金融商品、キャッシュバリュー保険契約、年金保険契約。

「報告金融機関」- 保管機関、預金機関、投資事業体、または保険会社。

「保管機関」- 直近の3事業年度において、総収入金額のうち金融資産の保管業務に関する収入の占める割合が20%以上であるか、または、総収入金額のうち金融商品取引業及び商品先物業に係る収入の占める割合が50%以上である事業体。

「投資事業体」- 投資運用業者たる他の報告金融機関によって資産運用がなされている事業体で、 直近の 3 事業年度において、総収入金額のうち有価証券およびデリバティブの投資収入の占める割合が 50%以上であるもの。

「外国政府または外国地方公共団体による完全支配関係を有する一定の要件を満たす法人」- 「一定の要件を満たす」とは以下の(i)(ii)をいずれも満たすことをいいます。

- (i) 法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人の外国政府等グループに属する他の法人の確定した決算に おいて経理されていること、但し、A), B), C)のいずれかに該当する場合を除く。
 - A) 当該法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合
 - B) 当該法人の事業活動からもたらされる経済的利益が、当該外国政府等グループに属する法人以外の者 に享受されるとき
 - C) 当該法人が銀行業その他の金融業を行う場合には、当該金融業に係る事業活動から生じる所得が当該 外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき
- (ii) 当該法人が解散したときは、その残余財産が当該法人に係る外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること

Japan Ver 2021-12 ページ **6 / 8**

「参加国」- (i) 共通報告基準に定められた情報を提供し、金融口座の自動的交換が必要とされる国で、(ii) OECD の公表リストに記載される国をいいます。

「特定法人」-(i) 法人または外国に税務上の居住地を有する信託であって、かつ、(ii) 以下のいずれにも該当しない事業体:

- a) 報告金融機関以外の上場会社及びその関係会社
- b) 政府機関、中央銀行、または国際機関
- c) 政府機関、中央銀行、または国際機関が資本金等の全部を出資している事業体
- d) 日本の法人税法に定める公共法人及び公益法人(収益事業を行っているものを除く)
- e) 報告金融機関
- f) 外国報告金融機関 またはそれに準ずる外国の金融機関(参加国以外の地域に所在する投資事業体を除く)
- g) 子会社の経営管理のみに従事する持株会社
- h) a)の関係会社へのファイナンスを業とする法人、
- i) 総収入の50%未満が受動的収入であり、かつ、総資産の50%未満が受動的収入を生み、または受動的収入を生み出すために保有される資産である法人、または、
- j) 法人設立日以2年以内で事業を開始してない法人(外国で設立された一定の投資事業体を除く)

「**関係会社」**- ある事業体が別の事業体を支配しているか、別の事業体に支配されている場合、または別の事業代と共通支配下にある場合における当該事業体。ここでの支配とは、ある事業体の 50%を超える議決権又は経済的価値を直接または間接的に保有すること等をいいます。

「報告対象国」- (i) 共通報告基準に定められた金融口座に関する情報提供が必要とされる、金融情報の自動的交換制度の参加国で、(ii) 日本の税務当局の公表リストに記載される国をいいます。

「報告対象国の居住者」 - その事業体が設立または管理されている国の法律によって報告対象国の税務上の居住者となる事業体。一般的に、その国の税法(租税条約を含む)により、単にその国に所得の源泉があるというだけでなく、その本籍、居所、管理又は設立地、その他それらに準じる事由により、その国で納税している、または納税すべきである場合は、その事業体はその国の税務上の居住者として取り扱われます。税務上の居住地のない組合、有限責任事業組合、またはそれらに準じる法的協定である事業体は、その実質的な管理が行われている場所のある国の居住者として取り扱われます。事業体が税務上の居住地を有しないことを宣誓する場合には、本届出書には主たる事業所の住所を記載してください。二重居住者となる事業体は、租税条約(もしあれば)に含まれる調整規定(タイブレーカー・ルール)に従い、税務上の居住地国を決定することができます。

「報告対象者」- 報告対象国の居住者のうち、以下のいずれにも該当しない者をいいます。

- 上場会社
- 上場会社の関係会社
- 政府機関
- 外国政府または外国地方公共団体による完全支配関係を有する一定の要件を満たす法人
- 国際機関
- 中央銀行 又は
- 報告金融機関(特定法人として取り扱われる、参加国以外の地域に所在する投資事業体を除く)

「税務上の居住者」- 一般的に、特定の国の税務上の居住者で、その国の税法(租税条約を含む)により、その国に所得の源泉があるだけでなく、その本籍地、居所、管理または設立地、その他それらに準じる事由によりその国で納税しているまたは納税すべきものとされるものをいいます。税務上の居住地がない組合、有限責任事業組合、またはそれに準ずる法的協定等の事業体については、その実質的な管理が行われる場所の所在する国の居住者として扱われるものとします。税務上の居住性についてのさらなる情報は、貴社の税務アドバイザーにお問い合わせいただくか、またはCRS参加国の税務上の居住性に関する情報を提供している経済協力開発機構(OECD)の自動的情報交換(AEOI)ポータルサイトをご利用ください。

Japan Ver 2021-12 ページ**7/8**



「TIN」- 納税者番号(Taxpayer Identification Number)、または TIN がない場合には同等の機能を有する番号を指します。TIN は、国により個人または事業体に割り当てられた文字または数字の独自の組み合わせであり、その国の税法の運用上、個人または事業体を特定するために使用されます。TIN を発行しない国も存在しますが、多くの場合そのような国では、身分証明書と同等の高い信頼性を持つ他の番号(「同等の機能を有する番号」)が使用されています。そのような同等の機能を有する番号の事業体に関する例としては、事業登録コード(番号)や登記番号などがあります。

Japan Ver 2021-12 ページ 8 / 8